

# 児童手当について

児童手当は、家庭生活の安定と、これからの社会を担う子どもの健やかな成長のために、中学生までのお子さんを養育している方に支給するものです。

■支給対象 / 0歳～中学生までのお子さんを養育している方

## ■支給額

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 0～3歳未満              | 15,000円/月 |
| 3歳～小学生(第1,2子)       | 10,000円/月 |
| 3歳～小学生(第3子以降)       | 15,000円/月 |
| 中学生                 | 10,000円/月 |
| 所得制限以上所得上限額未満の方の子ども | 5,000円/月  |
| 所得上限額以上の方の子ども       | 支給なし      |

## ■所得制限および所得上限額

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 所得上限額   |
|---------|---------|---------|
| 0人      | 622万円   | 858万円   |
| 1人      | 660万円   | 896万円   |
| 2人      | 698万円   | 934万円   |
| 3人      | 736万円   | 972万円   |
| 4人      | 774万円   | 1,010万円 |
| 5人      | 812万円   | 1,048万円 |

■支給時期 / 原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで(4カ月分)が支給されます。支給日は各月の10日です。  
※ただし、10日が金融機関の休日にあたる場合はその直前の平日に支給

★6/10(月)は2～5月分の児童手当定期支給日です。

※個別に支払通知はしませんので、通帳で入金をご確認ください

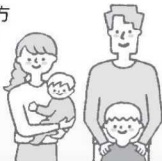
## ①所得が基準額以上の世帯は児童手当が受けられません

家計の主となっている保護者の所得が別表の所得上限額を超える場合、児童手当は支給されず、資格も消滅しています。ただし、児童手当が支給されなくなった後に、所得が上限額未満になれば、改めて児童手当認定請求書を提出することで、児童手当を受給できます。

## ②現況届の提出が原則不要です

お子さんの養育状況が変わっていないければ、現況届の提出は原則不要です。ただし、下記に該当する方はこれまでどおり現況届の提出が必要です。現況届を送付しますので、ご提出ください。

- 未成年後見人、施設・里親の受給者の方
- 離婚協議中で配偶者と別居している方
- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- お子さんの住民票がない方
- その他、状況を確認する必要がある方



問い合わせ 市役所市民保険課 児童手当係 ☎57-8506